

## 令和4年度大阪府自動車小売業最低賃金

### 専門部会資料

資料1	大阪府自動車小売業最低賃金専門部会運営規程	1
資料2	令和4年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項	3
資料3	令和4年度特定最低賃金の改正決定に係る申出状況	5
資料4	申出書	7
資料5	大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定について（答申）（写）	9
資料6	最低賃金の改正決定等について（諮問）（写）	11
資料7	令和4年度特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ	13
資料8	自動車小売業の改正申出にかかる 企業内最低賃金に関する労働協約一覧表	15
資料9	令和4年度改正の必要性の有無に係る意見書 （労働者側）	17
	（使用者側）	19
資料10	大阪府内の最低賃金リーフレット	23
資料11-1	令和4年春季賃上げ妥結状況（最終報）	25
資料11-2	令和4年春季賃上げ妥結状況（詳細分析報告）	33



## 資料1

### 大阪地方最低賃金審議会 大阪府自動車小売業最低賃金専門部会運営規程

#### (規程の目的)

第1条 この規程は、大阪地方最低賃金審議会大阪府自動車小売業最低賃金専門部会（以下、「専門部会」という。）の議事に関し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

#### (委員)

第2条 専門部会は、公益を代表する委員3人、労働者を代表する委員3人及び使用者を代表する委員3人をもって組織し、委員の総数を9人とする。

#### (会議の招集)

第3条 専門部会の会議（以下、「会議」という。）は、当該部会の長（以下、「部会長」という。）が必要と認めたときのほか、大阪労働局長（以下、「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、年度最初の会議は、大阪地方最低賃金審議会会長（以下、「審議会会長」という。）が招集する。

- 2 前項の規定により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

#### (委員の出席等)

第4条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適切な方法で通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在になるときは、あらかじめ部会長に適切な方法で通知しなければならない。

#### (会議の進行)

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 3 専門部会は、部会長が必要と認めるときには、委員でない者の説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として非公開とする。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成するものとする。

2 議事要旨は原則として公開する。

(報告)

第8条 部会長は、会議において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行つたときには、その審議結果について、審議会会长に対して報告するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

## 附 則

この規程は、平成16年9月15日から施行する。

この規程は、平成25年9月9日から施行する。

改 正 この規程は、令和3年8月20日から施行する。

令和4年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項

令和4年7月6日

大阪地方最低賃金審議会は、各最低賃金専門部会の運営に関する事項について、下記のとおり了解する。

記

**地域別最低賃金専門部会**

1 最低賃金審議会令第6条第5項の適用

地域別最低賃金専門部会（以下「地賃部会」という。）において、全会一致で議決された場合は、最低賃金審議会令（昭和34年政令163号）（以下「令」という。）第6条第5項の規定に基づき、地賃部会の決議をもって大阪地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の決議とする。

2 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議における議決が全会一致であるか否かにかかわらず、すべて審議会に報告する。

3 審議の基本方針

審議は、自主性発揮等の観点から以下の基本方針に基づいて行うものとする。

(1) 大阪労働局長から大阪府最低賃金の改正の決定について審議会に対して諮詢がなされた場合は、効率的な審議に資するよう、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対して地域別最低賃金額改正の目安が提示される前であっても、調査審議を開始すること。

(2) 前記（1）の調査審議は、大阪府下の最低賃金を取り巻く実情等を十分考慮して行うこと。

(3) 改定最低賃金額の早期発効に努めるとともに、従来の経緯を尊重しつつ円滑な調査審議を行うこと。

(4) 議決は、全会一致となるよう努めること。

4 地賃部会の廃止

任務を終了したときは、地賃部会を廃止する。

**特定最低賃金専門部会**

1 特定最低賃金専門部会の任務

特定最低賃金専門部会（以下「特賃部会」という。）は、特定最低賃金（以下「特賃」という。）の決定又は改正決定の調査審議のほか、必要に応じ、これらの必要性の有無についての調査審議を行う。

2 令第6条第5項の適用

特賃部会において、全会一致で議決された場合は、令第6条第5項に基づき、特賃部会の決議をもって審議会の決議とする。

### 3 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議において全会一致で議決されない場合は、審議会へ報告する。

### 4 審議の基本方針

(1) 改定最低賃金額の早期発効に努めるとともに、従来の経緯を尊重しつつ円滑な調査審議を行うこと。

(2) 審議は、拙速に陥らないように十分に配意し、適正な金額を示すこと。

### 5 特賃部会の廃止

任務を終了したときは、特賃部会を廃止する。

## 令和4年度 特定最低賃金の改正決定に係る申出状況

最低賃金の件名及び産業分類	意向表明年月日 改	申出者	労働者数	合意労働者数 (%)	備考
大阪府塗料製造業最低賃金 (E160, 1644, L7282)	令和4年2月25日 令和4年6月29日 議長	日本化学工ネルギー産業労働組合連合会 JEC連合大阪地方連絡会 平間 明弘	2, 114	( 1, 155 54.6 %)	労働協約ケース
大阪府鉄鋼業最低賃金 (E22, L7282)	令和4年2月25日 令和4年6月29日 議長	基幹労連大阪府本部 委員長 金澤 治 JAM 大阪 執行委員長 菊地 栄男	17, 469	( 6, 590 37.7 %)	労働協約ケース
大阪府非鉄金属・同合金圧延業、 電線・ケーブル製造業最低賃金 (E230, 233, 234, L7282)	令和4年2月25日 令和4年6月29日 議長	全電線大阪地方協議会 議長 濱島 大輔 アルミ関連労協 議長 中浦 太一 全国伸銅労働組合連合会 議長 森 義仁	4, 741	( 2, 894 61.0 %)	労働協約ケース
大阪府はん用機械器具製造業、 生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、 暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、 船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金 (E240, 243, 247, 25, 260, 261, 262, 2635, 2645, 2652 2691, 2692, 2694, 270, 271, 272, 310, 313, L7282)	令和4年2月25日 令和4年6月29日 議長	JAM 大阪 菊地 栄男 執行委員長 基幹労連大阪府本部 委員長 金澤 治	55, 955	( 23, 602 42.2 %)	労働協約ケース
大阪府電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 (E28, 29 (E2941, 297を除く), 30, L7282)	令和4年2月25日 令和4年6月29日 議長	電機連合大阪地方協議会 議長 鳴本 貴至	32, 251	( 31, 240 96.9 %)	労働協約ケース
大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金 (E310, 311, L7282)	令和4年2月25日 令和4年6月29日 議長	JAM 大阪 菊地 栄男 執行委員長 自動車総連大阪地方協議会 議長 森 茂喜	14, 211	( 6, 536 46.0 %)	労働協約ケース
大阪府自動車小売業最低賃金 (I590, 591 (I5914を除く), L7282)	令和4年2月25日 令和4年6月29日 議長	自動車総連大阪地方協議会 議長 森 茂喜	19, 611	( 7, 403 37.7 %)	労働協約ケース



2022年6月29日

大阪労働局長  
木原 亜紀生 様

大阪府大阪市淀川区宮原4丁目3-12  
自動車総連 大阪地方協議会  
議長 森 茂喜

## 申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、大阪府自動車小売業の最低賃金の改正を下記のとおり申し出る。

## 記

- 1 申出する者が代表する基幹的労働者  
大阪府において自動車小売業を営む使用者される労働者 7, 403人
- 2 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲  
大阪府において自動車小売業を営む使用者される労働者。ただし、次に掲げる者は除く。  
(1) 18歳未満又は65歳以上の者  
(2) 雇入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの  
(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者  
以上 約19, 611人
- 3 改正を申し出る最低賃金の件名 大阪府自動車小売業最低賃金
- 4 申出の内容  
上記3の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
- 5 申し出の理由  
<労働協約ケースの場合>



賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者がおおむね3分の1に達していることから法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用される基幹的労働者数 7, 403人

---

大阪府における自動車小売業を営む使用者に使用される基幹的労働者数 19, 611人  
= 37.75% > おおむね3分の1以上

労働協約上の賃金の最も低い額 = 1, 026円／時間額

改正決定の場合は現在適用されている法定最低賃金額 = 993円／時間額

## 6 添付書類

- (1) 申し出合意書及び委任状
- (2) 労働契約の写し
- (3) 大阪府における自動車小売業の事業者数と労働者の概算  
及び当該労働協約の適用を受ける基幹労働者の概算
- (4) 所定労働時間及び所定労働日数

令和3年9月24日

大阪労働局長  
木暮 康二 殿

大阪地方最低賃金審議会  
会長 服部 良子

大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年7月6日付け大労発基0706第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

なお、本答申は、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づく専門部会の決議によるものであることを申し添える。

別紙

大阪府自動車小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

大阪府の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後3月末満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 993円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和3年12月1日

(写)

大労発基 0706 第 2 号  
令和 4 年 7 月 6 日

大阪地方最低賃金審議会  
会長 服部 良子 殿

大阪労働局長  
木原 亜紀生

### 最低賃金の改正決定等について（諮問）

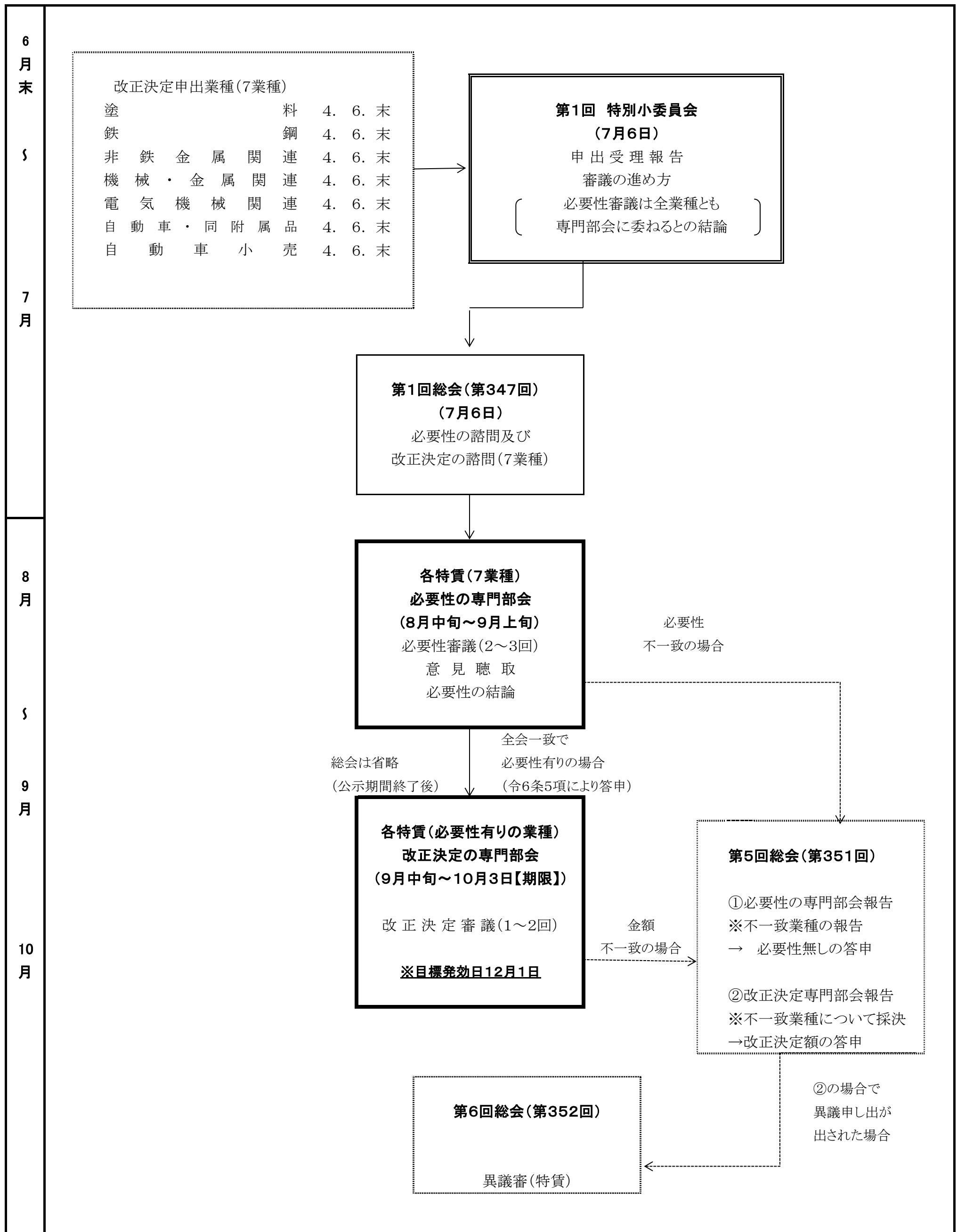
最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。また、貴会における審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、同法第 15 条第 2 項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

#### 記

- ・ 大阪府塗料製造業最低賃金
- ・ 大阪府鉄鋼業最低賃金
- ・ 大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金
- ・ 大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金
- ・ 大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- ・ 大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金
- ・ 大阪府自動車小売業最低賃金



## 令和4年度 特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ





## 資料8

### 自動車小売業の改正申出にかかる企業内覧 最低賃金に関する労働協約一覧

現行法定最低賃金額  
時間額 993円

事業所番号	対象人数 (人)	所定労働時間数 (時 間)	所定労働日数 (日)	令 和 4 年 協 約 金 額		
				月 額 (円)	日 額 (円)	時間額 (円)
1	1,091	159.80	21.3	168,000	—	1,051
2	1,180	159.38	21.25	166,000	—	1,042
3	801	164.69	21.25	169,000	—	1,026
4	340	164.69	21.25	169,000	—	1,026
5	63	164.69	21.25	169,000	—	1,026
6	799	159.80	21.00	165,040	—	1,033
7	253	159.37	21.20	166,000	—	1,042
8	248	158.13	21.08	172,000	—	1,088
9	429	159.40	21.25	174,400	—	1,094
10	96	162.05	20.91	190,000	—	1,173
11	217	161.75	21.58	171,000	—	1,057
12	1,150	163.30	20.40	167,900	—	1,028
13	436	161.00	20.80	193,000	—	1,200
14	300	159.38	21.25	174,000	—	1,092
合計	7,403					

※ 網かけ部分は、協定額のうち最低額。

※ 労働組合が同一の事業場（協約内容が同じ）は、まとめて表記している





## 令和4年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃金名	大阪府自動車小売業	最低賃金
労・使側		

## 1. 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。

◆改正の必要性があると考えます。

## 2. 上記1の判断をされた理由（根拠）を、以下の項目ごとにお示しください。

## ①産業の実態〔経営実績、支払能力等〕

◆自動車は、経済社会の基盤となる輸送手段を提供するのみならず、生活文化を形作る重要な要素となっている耐久消費財です。通勤や外出時の「足」として利用されているだけではなく、余暇においてはより充実した生活実現に「愛車」として活躍しています。個人で所有していくなくてもバス・タクシー・配達車等の利用があり、自動車との関わりを持たない人や企業はほとんどなく、（一財）自動車検査登録情報協会の「都道府県別・車種別自動車保有台数(軽自動車を含む)」によると、大阪府は全国5位の保有台数3,814,108台(令和4年4月末現在、昨年より8,800台増)を抱える地域であり、自動車の販売と整備を生業とする自動車小売業が大阪府の産業構造の中においても重要な位置を占めており、大阪府の経済と人々の生活を支えています。

◆自動車は耐久消費財の中では比較的高額であり、販売取引行為に際して官公庁の検査や諸登録が必要であることなど販売形態が特殊であることから、家電量販店やディスカウントストアのような販売店はなく、自動車の機能向上が著しい今日においては、販売員はお客様に説明すべき事項も多いうえ、溢れる情報の中からお客様に合った的確な情報の提供が求められています。また整備士もお客様に対して安心・安全を提供するための高度な技術と知識が求められています。自動車は取り扱いを誤ると人命に関わる商品であり、それを販売し性能を維持するメンテナンスを永きにわたって行うという責任の重大性は他の小売業とは比べ物になりません。

◆このように自動車小売業は、販売技能やノウハウを持った販売員と整備サービスを担う国家資格を持った技能者の確保が必要であり、また高額商品を提供する観点からもお客様に安心感を持っていただくために正社員の比率は高い業態だと言えます。従って多くの正社員を雇用し続ける企業体力(経営実績・経営能力・支払能力)を持つことは必然であるといえます。

## ②賃金の実態〔一般賃金の改定状況（額・率）等〕

◆大阪府労働環境課が府内労働組合の賃上げ状況をまとめた、令和4年春季賃上げ妥結状況(詳細分析報告)の産別妥結状況によると、卸・小売業の妥結額【加重平均】は昨年の5,681円から5,485円(▲196円・増減率▲3.5%)となった。

◆厚生労働省の賃金構造基本統計調査によると、令和3年の大阪府における新規学卒者【高校】の所定内給与額【卸・小売業】では男性で195,900円、女性で181,000円となっており、令和2年の男性173,400円、女性171,000円から大きく増加しています。また自動車販売会社の企業内最低賃金協定【18歳以上】では、自動車総連大阪地方協議会に報告をいただいた14社において時給額が1,000円以上になっていることからも、優秀な人材確保のために賃金の底上げを図っていることが伺えます。

### ③生活の実態〔物価、標準生活費等〕

◆大阪市消費者物価指数（6月速報）によると、2020年を100として101.3（前年同月比2.3%増）、生鮮食品を除く総合指数は101.1（前年同月比2.0%増）、生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は100.1（前年同月比1.0%増）となっており、食料・住居・光熱・水道が上昇に大きく寄与しています。また総務省統計局家計調査（2022年5月）によれば、消費支出は前年同月比で実質0.5%減少を示しているが、収入については実質2.7%も減少していることからも、働く者の家計に大きな影響を及ぼしています。

## 3. その他

◆自動車産業は日本経済を支える重要な産業です。「自動車産業100年に一度の大変革期」を乗り越えなければ日本の未来はないと言っても過言ではありません。その産業を支えているのは、まさにそこで働く「人」であり、持続的な産業・企業の競争力を維持・向上させ続けるためには、「労働の質の高さ」に相応しい労働条件を目指し実現していくことで産業全体の底上げを図り、「人」の意欲・活力を高める必要があります。こうしたことから産業における基幹的労働者の労働条件の底支えとなる特定（産業別）最低賃金を引き上げ、産業に相応しい最低賃金水準の底上げを図っていかなければなりません。

◆組織化された労働者は対等な労使交渉で自らの労働条件決定に関与できますが、未組織労働者や非正規労働者の多くは労使交渉の機会すらなく、自らの労働条件決定に関与することができないのが現状です。すべての労働者の賃金の底支えを図るためにも、最低賃金への取り組みを推進する必要があると考えますが、特に産業別最低賃金への取り組みは、労使間だけに留まらず公益側も加わり三位一体となった日本で唯一の企業の枠を超えた労働条件決定システムであり、企業にとってより良い人材確保の観点からも、産業の健全な発展のためにも重要な制度です。産業ごとの企業横断的な最低賃金水準を決定する産業別最低賃金の約割は、最低限の生活を保証するセーフティネットの意味合いを持つ地域別最低賃金とは大きく性格が異なっています。数年来続いている地域別最低賃金との金額差の議論ではなく、産業の持続的発展に相応しい水準となる産業別最低賃金の設定が必要であると考えます。

○記述責任者：自動車総連 大阪地方協議会 山田 晋  
記述年月日：令和4年7月25日

# 令和4年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃金名	自動車小売業	最低賃金
労・使側		

1 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。  
『改正の必要は無し』と考えます。

2 上記1の判断をされた理由（根拠）を以下の項目ごとにお示しください。

① 産業の実態〔経営実績、支払能力等〕

2021年の全需は、4,217千台（2020年比91% 2019年比84% 2018年比80%）と国内自動車市場は急激に縮小。コロナウィルス感染症の影響・先の見えない世界的な半導体不足による長納期化・少子高齢化・EV化加速による異業種参入 等 更に自動車販売業の売上減少は避けられない状態です。 支払能力にも大きな影響が出ることは想定されます。

② 賃金の実態〔一般賃金の改定状況（額・率）等〕

以前より、弊社はベースアップは実施してませんが、昇降格にて、昇給率は約 1.2% UP。他社皆様、可能な限りで昇給はしているものと考えています。

③ 生活の実態〔物価、標準生活費等〕

ご理解の通り、ウクライナ問題で資源・穀物等の世界的な物価上昇は否定しません。しかしながら、足元の大坂府の最低賃金は全国的にも・近畿圏内でも高く十分生活水準維持は可能と考えます。

3 その他

自動車小売業が長らく特定最低賃金業種に指定されています。

しかしながら、実際の最低賃金額の差（1円）・特別な扱いをする根拠を鑑みても、見直す時ではないでしょうか。

○ 記述責任者（意見の出所を明らかにしてください。）

氏名 日産大阪販売株式会社 菅 洋介

2022年 7月9日

記述年月日：令和 年 月 日



# 令和4年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃金名	自動車小売業・整備業 最低賃金
労使側	

1 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。  
改正の必要性は無いと考えます。

2 上記1の判断をされた理由（根拠）を以下の項目ごとにお示しください。

① 産業の実態〔経営実績、支払能力等〕

新型コロナウィルスの感染拡大によるアジアを中心とした各国によるロックダウンや部品製造工場での感染拡大、またロシア・ウクライナ問題などにより半導体不足が大きな問題となり自動車の生産が大幅に遅れている。半導体問題の解決には後数年かかるといわれている中、改正できる状況にない。

また、地域最賃が政府の指導により年々上がっている中、特定最賃の必要性もないものと考える。

② 賃金の実態〔一般賃金の改定状況（額・率）等〕

2022年春闘における自動車総連全1,043単組中、6月13日時点で回答のあった945単組について賃金改善分は平均で1,501円（時間当たり約9.4円）であった。販売部門においては471単組平均で1,884円（時間当たり約11.8円）。いずれも昨年の最賃引き上げ額（28円）と比較し大きく下回っている。

しかも本年についても政府の発言などから地域最賃は引き上げの方向にあり、過去数年間地域最賃と特定最賃の差は1円で推移する中、これ以上特定最賃改正の必要性は見当たらない。

③ 生活の実態〔物価、標準生活費等〕

2022年の消費者物価指数は、過去30年間の中では最大の伸びとなっているのは間違いないが、過去30年間ほぼデフレ下にあって、その間も最低賃金は安定的に上昇してきている。単年の物価上昇と賃上げを短絡的に結びつけるものではない。現在の物価上昇はコロナ関連とロシア・ウクライナ問題によるものであり、いずれ落ち着くものと思われる。

④ その他

②にでも記載したが、地域最賃と特定最賃が1円差のまま数年経過しているというのは異常であると言わざるを得ない。特に昨年などは、労使の思惑を超えて地域最賃が大幅アップとなったことに対し、特定最賃を残すがための1円差で決定するなどということは本来の特定最賃の考え方によるものではない。それであるならば、特定最賃は廃止し、地域最賃に一本化すべきであると考える。

3 その他

○ 記述責任者（意見の出所を明らかにしてください。）



氏名 大阪トヨペット株式会社 塩崎 邦生

記述年月日：令和4年6月28日

令和4年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃金名	自動車小売業・整備業	最低賃金
労(使)側		

- 1 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。  
改正の必要はないと考えます。
- 2 上記1の判断をされた理由（根拠）を以下の項目ごとにお示しください。
  - ① 産業の実態〔経営実績、支払能力等〕
    - ・少子高齢化と免許保有者減少、価値観の多様化により、国内市場は縮小傾向
    - ・自販連全需見通しは、保有台数の頭打ちと使用年数長期化で30年度396万台  
→61年ぶりに400万台を割込む見通し
    - ・政府目標「35年に新車電動化100%（HV含む）」のため充電インフラ投資必要
    - ・半導体とレアメタル不足により自動車生産調整が続き、かつてなく納期が長期化
    - ・零細企業においては、安定経営が困難で支払い能力に余裕なし
  - ② 賃金の実態〔一般賃金の改定状況（額・率）等〕
    - ・各社が、体力に応じて可能な範囲でベースアップを実施していることと推察
  - ③ 生活の実態〔物価、標準生活費等〕
    - ・22年2月のロシアによるウクライナ侵攻以降、6月の大阪市消費者物価指数は前年同月比2.3%と5ヶ月連続上昇中
    - ・関西6府県において、大阪府の最低賃金が最も高い状況が続いている
  - ④ その他
    - ・大阪府最低賃金との差は1円しかなく、自動車小売業・整備業が特定最低賃金業種として妥当か議論が必要である
- 3 その他  
特になし

○ 記述責任者（意見の出所を明らかにしてください。）

氏名 株式会社関西マツダ 前山 敦史



記述年月日：令和4年7月25日



# 令和3年度大阪府内の最低賃金

特定最低賃金件名	時間額(発効年月日)	適用の範囲
		適用が除外される方
大阪府最低賃金	992円 (令和3年10月1日)	大阪府内の事業場で働くすべての労働者とその使用者
塗料製造業	1,000円 (令和3年12月1日)	次の業務に主として従事する方 (1)ラベルはりの業務 (2)手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は18リットル缶未満の充てん製品運搬の業務
鉄鋼業	996円 (令和4年1月22日)	
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船舶用機関製造業	997円 (令和3年12月1日)	(1)18歳未満又は65歳以上の方 (2)雇入れ後3ヶ月未満の技能習得中の方 (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する方
自動車・同附属品造	998円 (令和3年12月1日)	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	994円 (令和3年12月1日)	次の業務に主として従事する方 (1)手作業による包装又は袋詰めの業務 (2)部品の組立て又は加工の業務のうち、手工具又は小型動力工具を使用して行う組線、取付け、かしめ、巻線若しくは刻印の業務
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	993円 (令和3年12月1日)	主としてワイヤーハーネスの製造に係る業務のうち、手工具若しくは小型動力工具を使用して行う組線、取付け、かしめ又は刻印の業務に従事する方
自動車小売業	993円 (令和3年12月1日)	

## 賃上げをご検討の事業主の皆様へ 支援制度のご案内

- ①中小企業・小規模事業者の状況に応じた専門家による無料相談
- ②業務改善助成金・キャリアアップ助成金など、賃上げに伴う助成金
- ③他省庁が行う、賃上げに伴う補助金、税制控除、融資の支援策

詳しくは裏面を  
ご覧ください



最低賃金についてご不明な点がありましたら 大阪労働局労働基準部賃金課（電話06-6949-6502）

または 最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

# 賃上げ・就業環境整備をご検討の 事業主の皆様へ



## 支援制度1 中小企業・小規模事業者の状況に応じた 支援制度を提案します！

～社会保険労務士などの専門家が無料でご相談に応じます～

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、長時間労働の是正や同一労働・同一賃金の実現など、「働き方改革関連法への対応」に関する相談窓口を設けております。

働き方改革に取組み、社員のモチベーションアップ・生産性の向上を目指しませんか。

●専門家（社会保険労務士）が、相談窓口はもちろん、電話・メール・訪問など、ご希望の形で相談支援を行います。

●「人材確保のための労務改善」「新型コロナウィルス感染症への対応」などのご相談にも対応します。

●就業規則の改定、労働時間管理や賃金制度の見直し、各種助成金の紹介等に対応します。

●地方公共団体・事業主団体・経済団体等が開催するセミナーや研修会に講師を派遣します。

詳しくは **大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター**



大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階 TEL:0120-068-116

受付:平日9:00～17:00（水曜のみ18:00まで） Email:hatarakikata@sr-osaka.jp

HP:<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/osaka.html>



どの支援が合うか迷ったら、  
このセンターに相談してみてね！

## 支援制度2 賃金引上げを応援する制度

### ●業務改善助成金 ※中小企業向け 「特例コース」延長！（令和4年7月29日まで）

生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内最低賃金を一定額以上引上げた場合、その設備等にかかった費用の一部の助成を受けることができる制度です。

※特例コースでは、令和3年7月16日～12月31日に合計30円以上の引上げ（遡って引上げも可）で申請可能。

詳しくは **業務改善助成金コールセンター** TEL:0120-366-440

もしくは**大阪労働局雇用環境・均等部 企画課分室 助成金第一係**

大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎9階 TEL:06-7223-8943



### ●キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）※中小企業以外も利用可能

すべて、または一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合に助成を受けることができる制度です。（業務改善助成金と併給調整になる場合があります）

### ●雇用調整助成金等の要件緩和 ※中小企業向け

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から令和4年3月までの休業については、休業規模要件を問わず支給します。

詳しくは **大阪労働局職業安定部 雇用保険課 助成金センター**

大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル9階 TEL:06-7669-8900



### ●その他の賃上げ支援制度 ※中小企業向け

#### (1)中小企業等事業再構築促進事業

経済社会の変化に対応する思い切った事業再構築を支援する補助金。最低賃金枠を創設し、業況が厳しく最低賃金近傍の従業員が一定数以上の事業者には補助率・採択率を優遇

詳しくは、**事業再構築補助金事務局コールセンター：0570-012-088**

#### (2)中小企業向け賃上げ促進税制（令和3年度まで「所得拡大促進税制」）

青色申告書を提出している中小企業や個人事業主が、一定の要件を満たしたうえで賃金引上げを行った結果、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度

詳しくは、**中小企業税制サポートセンター：03-6281-9821**

#### (3)企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取組む事業主に対し、設備資金や運転資金を特別利率で融資

詳しくは、**日本政策金融公庫：0120-154-505**



令和4年6月6日(月)午後2時

連絡先

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課

地域労政グループ 裏野・長宗

▽直通 06-6946-2606

# 令和4年

## 春季賃上げ要求・妥結状況

## 最終報

【集計組合数:391 組合(加重平均)】

【調査時点:5月 24 日現在】

妥結額 5,967円(前年:5,422円)

賃上げ率 2.00%(前年:1.83%)

### 【調査結果の特徴点】

■全体平均では、妥結額、賃上げ率ともに4年ぶりに増加を示す。

■産業別の妥結額は、製造業が非製造業より高くなっている。

■大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課は、今年の府内労働組合の春季賃上げの妥結状況等をまとめました。

■本集計は、定期昇給及びベースアップ(またはこれらに相当する賃上げ額)の合計額を記載しています。

■6月13日に本調査の詳細分析(同一の組合による対前年比較)を当課ホームページに掲載します。

併せてご参照ください。

◆大阪府労働環境課 ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/sogorodo/chousa/list3505.html>

右記のQRコードからもご覧いただくことができます。



## 本調査の調査対象・集計方法

■本調査は、府内に所在する約 1,700 組合を調査対象として実施し、5月 24 日までに妥結額が把握できた 479 組合のうち、平均賃金額、組合員数が明らかな 391 組合(137, 988 人)について集計(加重平均・組合員一人あたり平均)しました。

### 【集計方法について】

加重平均は以下の方法で算出しています。

加重平均=(各組合の妥結額×各組合の組合員数)の合計/各組合の組合員数の合計

## 経済的背景と要求・交渉経過

### (1)経済的背景と労使交渉等の動向

・令和3年 11 月 26 日に開催された「第3回新しい資本主義実現会議」において、岸田総理は、「成長の果実を国民一人ひとりが実感できる新しい資本主義を実現する鍵は『人』への投資にある」とし、民間の労使に対して、「来年の春闘において、業績がコロナ前の水準を回復した企業について、3%を超える賃上げを期待する」と述べ、民間企業で働く労働者の賃上げに期待感を示しました。

・内閣府は、令和4年2月 17 日に公表した月例経済報告において、「景気は、持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さがみられる」とし、先行きについては、「感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、感染拡大による影響や供給面での制約、原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要がある」とする判断を示しました。

・その一週間後の2月 24 日にロシアがウクライナへの侵攻を開始すると、翌 25 日の記者会見において岸田総理は、「ロシアに対する制裁措置の強化・実施」を明らかにするとともに、「原油など燃料価格高騰に対し、国民生活や企業活動への悪影響を最小限に抑える」ことを明らかにしました。

・こうした国際情勢や経済的背景のもと、金属労協(JCM)を構成する産業別労働組合傘下の組合では、2月下旬までに要求書を提出し、3月 16 日の集中回答日に向けて大手組合を中心に回答の引き出しが進められました。また、中堅・中小組合においても3月末までの決着をめざして精力的な交渉が展開されました。

・内閣府が4月 21 日に公表した月例経済報告では、景気の先行きについて、「ウクライナ情勢による不透明感がみられる中で、原材料価格の上昇や金融資本市場の変動、供給面での制約等による下振れリスクに十分注意する必要がある」との判断が示され、加えて、5月9日に行われたG7テレビ会議をふまえた首脳声明において「ロシア産原油の原則禁輸措置」を探ることが明らかにされました。

・こうした状況のもと、燃料価格高騰の影響により経営環境に厳しさが増している中小企業を中心に、現在多くの企業労使による交渉が継続されています。

## (2)労働団体及び経済団体の春闘における主張(概要)

労働側	経営側
<p>○連合「連合白書(2022 春季生活闘争の方針と課題)」(令和 3 年 12 月)          〈基本的な考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所定内賃金で生活できる賃金水準を意識して「人への投資」を継続的に行うことが必要である。とりわけ、中小企業や有期・短時間・契約等で働く者の賃金を「働きの価値に見合った水準」に引き上げることをめざし、「分配構造の転換につながり得る賃上げ」に取り組む。</li> <li>・すべての組合が月例賃金の改善にこだわり、それぞれの賃金水準を確認しながら、「底上げ」「底替え」「格差是正」の取り組みをより強力に推し進める。</li> </ul> <p>〈具体的な要求指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃上げ分2%程度、定期昇給相当分(賃金カーブ維持相当分)を含め4%程度の賃上げを目安とする。</li> <li>・企業内最低賃金協定 1,150 円以上</li> </ul>	<p>○経団連「2022 年版経営労働政策特別委員会報告」(令和 4 年 1 月)          〈基本的な考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業と働き手を取り巻く環境変化への対応の必要性や、コロナ禍で影響を受けている産業・企業への配慮、積極的な「人への投資」の重要性が今次労使交渉における議論の土台となる。</li> <li>・中小企業の賃金引上げが重要とはいえ、実態から大きく乖離した要求水準を掲げることは慎重に検討すべきと考える。企業労使で自社の経営状況等を十分共有することが望ましく、その上で、連合や産業別労働組合など上部団体の示す要求指標を参考としつつ、建設的な賃金交渉・協議の実施に資する要求が提案され、自社に適した着地点が労使で見出されることを期待する。</li> <li>・コロナ禍が長期化し、業種や企業ごとの業績のばらつきが大きくなっている状況下では、社内外の考慮要素を総合的に勘案しながら、適切な総額人件費管理の下、自社の支払い能力を踏まえ、労使協議を経た上で各企業が賃金を決定する「賃金決定の大原則」を堅持することの重要性が 2021 年に増して高まっている。</li> <li>・収益が高い水準で推移・増大した企業においては、制度昇給の実施に加え、ベースアップの実施を含めた、新しい資本主義の起動にふさわしい賃金引上げが望まれる。</li> <li>・コロナ禍の影響により収益が十分に回復していない・減少した企業においては、事業継続と雇用維持を最優先にしながら、労使で徹底的に議論し、自社の実情に適った対応を見出すことが望まれる。</li> </ul>
<p>○全労連・国民春闘共同委員会「22 年国民春闘方針」(令和 4 年 1 月)          〈基本的な考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最低賃金の全国平均の 1.1 倍以下で働く人の割合は 2020 年に 14.2%となり、2009 年の 7.5%から 10 年で倍増しており、低賃金で働く人が増えている。</li> <li>・非正規労働者や低賃金の正社員が増えたことが要因の 1 つで、コロナ禍が脆弱な雇用構造に追い打ちをかけている。</li> <li>・正規・非正規雇用、移住労働者を問わず、すべての労働者の実質賃金の減少分を解消し、ベースアップによる実質賃金の引上げと年間収入増実現をめざす。</li> </ul> <p>〈具体的な要求指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃上げ要求:月額 25,000 円以上                      時間額 150 円以上</li> <li>・最低賃金要求:時間額 1,500 円以上</li> </ul>	

## 調査結果の概要

### (1)妥結額・賃上げ率の推移 【P5「妥結額・賃上げ率の年次推移」参照】

全体平均では、妥結額 5,967 円(前年:5,422 円)、賃上げ率 2.00%(前年:1.83%)となり、妥結額、賃上げ率ともに 4 年ぶりに増加となりました。

### (2)企業規模別の妥結状況 【P6「企業規模別の妥結状況」参照】

企業規模別の妥結額をみると、

「299 人以下」が、5,476 円(対前年比:716 円増、15.0%増)

「300 から 999 人」が、5,867 円(対前年比:719 円増、14.0%増)

「1,000 人以上」が、6,026 円(対前年比:480 円増、8.7%増)となり、全ての規模で増加となりました。

### (3)産業別の妥結状況 【P7「産業別の妥結状況」参照】

産業別(大分類)の妥結額は、製造業の妥結額平均が 6,307 円、非製造業の妥結額平均が 5,582 円となり、製造業が非製造業より高くなっています。

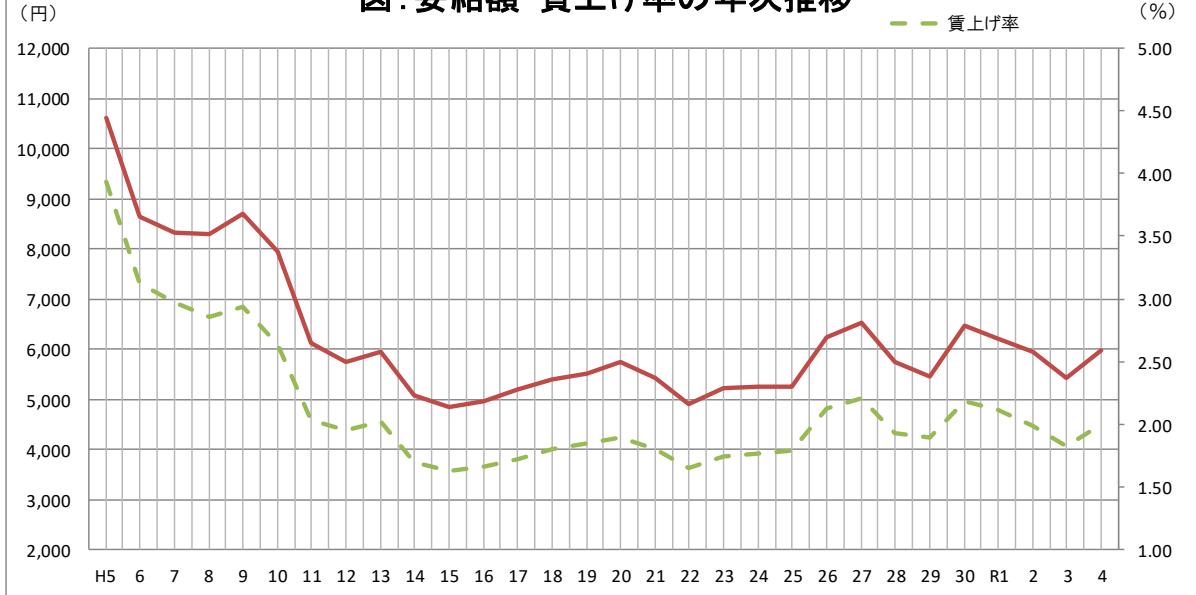
なお、全体平均(5,967 円)と比べて妥結額が高かった業種は、「化学(8,782 円)」、「複合サービス事業、サービス業(8,410 円)」、「機械器具(7,944 円)」等となりました。

一方、低かった業種は、「非鉄金属(2,306 円)」、「運輸業・郵便業(4,692 円)」、「卸売・小売業(5,316 円)」等となりました。

## ■ 妥結額・賃上げ率の年次推移

年	集計組合数	妥結額		賃上げ率		要求額
		金額(円)	前年との差(円)	賃上げ率(%)	前年との差(ポイント)	
H5	585	10,614	—	3.93	—	
6	554	8,632	▲ 1,982	3.12	▲ 0.81	
7	450	8,316	▲ 316	2.97	▲ 0.15	
8	492	8,289	▲ 27	2.86	▲ 0.11	
9	453	8,691	402	2.94	0.08	
10	391	7,952	▲ 739	2.64	▲ 0.30	
11	453	6,115	▲ 1,837	2.04	▲ 0.60	
12	798	5,733	▲ 382	1.95	▲ 0.09	
13	669	5,957	224	2.02	0.07	
14	473	5,086	▲ 871	1.70	▲ 0.32	
15	473	4,836	▲ 250	1.63	▲ 0.07	
16	446	4,961	125	1.66	0.03	
17	476	5,198	237	1.72	0.06	
18	503	5,388	190	1.80	0.08	434
19	522	5,503	115	1.85	0.05	7,883
20	505	5,739	236	1.89	0.04	447
21	391	5,426	▲ 313	1.80	▲ 0.09	7,448
22	397	4,903	▲ 523	1.65	▲ 0.15	364
23	363	5,221	318	1.75	0.10	6,250
24	417	5,239	18	1.77	0.02	344
25	409	5,265	26	1.79	0.02	6,677
26	395	6,239	974	2.13	0.34	318
27	400	6,513	274	2.21	0.08	7,077
28	417	5,743	▲ 770	1.93	▲ 0.28	385
29	468	5,465	▲ 278	1.89	▲ 0.04	6,379
30	394	6,463	998	2.18	0.29	370
R1	337	6,201	▲ 262	2.11	▲ 0.07	6,689
2	305	5,950	▲ 251	1.99	▲ 0.12	380
3	416	5,422	▲ 528	1.83	▲ 0.16	8,548
4	391	5,967	545	2.00	0.17	361
						10,604
						392
						9,408
						411
						8,638
						374
						9,492
						308
						9,660
						287
						9,528
						403
						8,365
						375
						9,191

図：妥結額・賃上げ率の年次推移



※加重平均集計は平成5年より開始しました。

※要求額は、最終報の調査時点において把握できた組合の集計結果であり、集計を開始した平成18年より記載しています。

※各年の要求額は、その年の最終報時点で要求額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表しています。

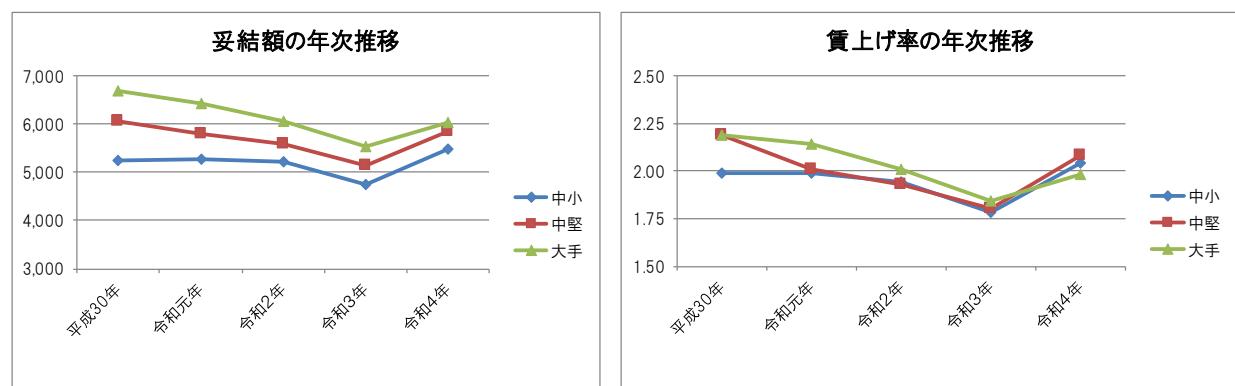
令和4年は、375組合の集計結果を表しています。

## ■企業規模別の妥結状況

企業規模 (従業員数)	集計組合数	平均賃金額 (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)
299人 以下の 内訳	29人以下	15	294,991	4,486
	30~99人	87	258,494	5,377
	100~299人	97	271,977	5,529
299人以下	199	268,858	5,476	2.04
300~999人	73	282,485	5,867	2.08
1,000人以上	119	304,189	6,026	1.98
総平均	391	298,887	5,967	2.00

## ■企業規模別 妥結額・賃上げ率の年次推移

		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
		妥結額 (円)	賃上げ率 (月)								
299人 以下の 内訳	29人以下	3,687	1.37	6,171	2.37	4,256	1.44	5,246	1.89	4,486	1.52
	30~99人	5,184	2.01	5,043	1.94	4,591	1.78	4,132	1.63	5,377	2.08
	100~299人	5,282	2.00	5,350	2.00	5,461	2.00	4,921	1.82	5,529	2.03
299人以下		5,244	1.99	5,281	1.99	5,233	1.94	4,760	1.78	5,476	2.04
300~999人		6,073	2.19	5,789	2.01	5,582	1.93	5,148	1.80	5,867	2.08
1,000人以上		6,683	2.19	6,420	2.14	6,060	2.01	5,546	1.84	6,026	1.98



※各年の妥結額は、その年の最終報時点で、妥結額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表したものです。

## ■産業別の妥結状況 (集計組合数:391組合)【加重平均】

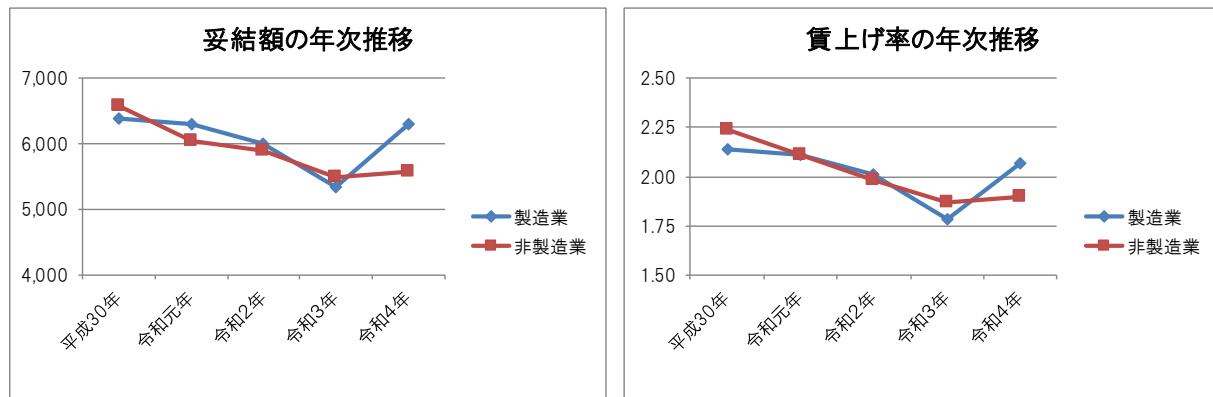
産業	集計組合数(組合)	妥結人数(人)	平均賃金(円)	妥結額(円)	賃上げ率(%)	【参考】要求額(円)
<b>全産業計</b>	391	137,988	298,887	5,967	2.00	9,191
	<b>製造業平均</b>	276	73,119	304,060	6,307	2.07
	食料品・たばこ	29	4,490	313,029	5,550	1.77
	織維、衣服	28	5,102	291,082	6,922	2.38
	木材、家具・装備品	3	742	282,600	5,244	1.86
	パレプ・紙・紙加工品	5	568	267,530	4,779	1.79
	印刷・同関連	5	7,765	286,810	3,005	1.05
	化学	33	7,465	352,113	8,782	2.49
	石油・石炭・製品					
	プラスチック製品	3	537	246,931	8,014	3.25
	ゴム、皮革製品	3	247	237,862	4,142	1.74
	窯業・土石製品	3	281	259,114	4,572	1.76
	鉄鋼	18	2,373	310,458	6,018	1.94
	非鉄金属	14	3,574	311,482	2,306	0.74
	金属製品	43	7,939	261,550	5,471	2.09
	機械器具	66	15,391	307,622	7,944	2.58
	電子部品・デバイス					
	電気機械器具	10	2,481	290,808	5,796	1.99
	情報通信機械器具					
	輸送用機械器具	11	13,764	317,417	6,839	2.15
	その他の製造	2	400	272,754	5,304	1.94
	<b>非製造業平均</b>	115	64,869	293,055	5,582	1.90
	農林水産業					9,588
	鉱業・採石・砂利	1	23	246,966	5,000	2.02
	建設業	2	553	261,583	3,134	1.20
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	3,484	332,900	7,100	2.13
	情報通信業	15	885	311,908	6,268	2.01
	うち、通信・放送					
	うち、情報サービス	1	11	154,109	1,000	0.65
	うち、情報制作(出版等)	14	874	313,894	6,335	2.02
	運輸業・郵便業	28	13,997	304,616	4,692	1.54
	うち、私鉄・バス等	5	8,801	306,854	5,516	1.80
	うち、道路貨物輸送	12	4,004	314,743	3,307	1.05
	うち、郵便業					
	うち、その他	11	1,192	254,080	3,269	1.29
	卸売・小売業	46	34,549	291,260	5,316	1.83
	金融・保険業、不動産・物品販賣業	1	3,033	285,298	5,097	1.79
	うち、金融・保険業					
	うち、不動産業	1	3,033	285,298	5,097	1.79
	うち、物品販賣業					
	学術研究・専門・技術サービス業	2	505	278,435	2,402	0.86
	飲食店・宿泊業	3	855	284,644	6,709	2.36
	生活関連サービス業、娯楽業	2	36	294,558	3,779	1.28
	医療・福祉、教育・学習支援業	4	104	287,800	5,088	1.77
	うち、教育・学習支援業	4	104	287,800	5,088	1.77
	うち、医療・福祉					
	複合サービス事業、サービス業	10	6,845	264,094	8,410	3.18
	うち、複合サービス事業	5	4,160	235,558	5,603	2.38
	うち、自動車整備・機械修理	1	209	259,213	7,162	2.76
	うち、賃貸・広告業					
	うち、その他	4	2,476	312,451	13,232	4.23

※集計組合数が少ない業種は、平均額の精度が十分でないとみられることから、結果の利用にはご留意ください。

※要求額は、最終報時点での要求額・組合員数・平均賃金額が明らかな375組合の集計結果を表しています。

## ■産業別 妥結額・賃上げ率の年次推移

	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)								
製造業	6,380	2.14	6,312	2.11	5,998	2.01	5,341	1.78	6,307	2.07
非製造業	6,586	2.24	6,053	2.11	5,907	1.98	5,493	1.87	5,582	1.90



※各年の妥結額は、その年の最終報時点での妥結額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表したものです。

## ■参考 単純平均の結果一覧(発表時期別 要求・回答・妥結状況)

	令和4年 発表日	要求		回答		妥結	
		令和4年	令和3年	令和4年	令和3年	令和4年	令和3年
第1報	4月4日	567組合	601組合	171組合	110組合	101組合	58組合
		14,213円	11,546円	5,918円	4,306円	6,403円	5,707円
第2報	4月20日	657組合	658組合	377組合	415組合	273組合	286組合
		13,934円	11,393円	5,200円	4,657円	5,838円	5,072円
第3報	5月13日	706組合	713組合	478組合	542組合	413組合	450組合
		13,839円	11,574円	5,226円	4,490円	5,315円	4,535円
最終報	6月6日	735組合	773組合	514組合	616組合	479組合	575組合
		13,652円	12,729円	5,227円	4,702円	5,227円	4,709円

※本表では、組合員数や平均賃金額が把握できたか否かを問わず、要求額・回答額・妥結額のすべてはいずれかが把握できた組合をすべて集計対象としています。

## ■参考 年間一時金・夏季一時金の回答・妥結状況(最終報時点)

区分	集計組合数	内容	回答・妥結額
回答	65組合	年間一時金	1,259,777円
妥結	157組合	夏季一時金	601,040円

※本集計は、春闘時に合わせて年間一時金または夏季一時金の交渉を実施している組合において単純平均し集計したものです。

※夏季一時金の調査結果については、6月15日以降に順次、発表します。

令和4年6月13日(月)午後2時

連絡先

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課

地域労政グループ 裏野・長宗

▽直通 06-6946-2606

# 令和4年 春季賃上げ妥結状況

## 詳細分析報告

### 【同一の組合による対前年比較】

(調査時点:5月 24 日現在)

(加重平均(組合員1人あたり平均))

(集計組合数:336 組合)

#### 【全体結果】(表1)

項目	令和4年	令和3年	対前年比
妥結額	6, 135円	5, 338円	797円増 (14. 9%増)
賃上げ率	2. 06%	1. 85%	0. 21ポイント増

#### 【主な特徴点】

- 妥結額、賃上げ率ともに前年に比べ増加を示す。
  - すべての企業規模で前年に比べ増加を示す。
  - 産業別では、製造業、非製造業ともに前年に比べ増加を示す。
- 製造業では9割を超える業種で増加を示し、非製造業では5割の業種で増加を示す。

○大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課は、今年の府内労働組合の春季賃上げの妥結状況について、前年からの妥結額等の動きを詳細に把握するため、5月 24 日までに「妥結額」、「組合員数」、「平均賃金額」が把握できた 391 組合※のうち、前年の妥結額についても把握できた 336 組合(今年、昨年の同一の組合)について、対前年比較及び詳細な分析を行いました。

※この 391 組合を対象とした加重平均結果については、6月6日公表の令和4年春季賃上げ要求・妥結状況(最終報)をご覧ください。

○詳細な分析結果については次ページ以降をご覧ください。

## 調査結果の詳細分析 【集計組合数:336 組合】

### (1) 妥結額の状況 【1ページ・表1 参照】

本年調査では、妥結額6,135円(前年:5,338円)と、対前年比797円増・14.9%増となり、前年を上回る結果となりました。

### (2) 企業規模(従業員数)別の妥結状況 【下の表2 参照】

企業規模別の妥結額における対前年比較では、  
 「299人以下」が、対前年比623円増・12.7%増(令和4年:5,543円 令和3年:4,920円)  
 「300から999人」が、対前年比669円増・11.9%増(令和4年:6,297円 令和3年:5,628円)  
 「1,000人以上」が、対前年比833円増・15.6%増(令和4年:6,161円 令和3年:5,328円)となりました。

(表2) 企業規模別の妥結状況

企業規模 (従業員数)	集計組合数 (組合)	妥結額 (円)		対前年比		
		令和4年	令和3年	金額(円)	増減率(%)	増減傾向 (※)
299人 以下の 内訳	29人以下	14	4,494	5,357	▲ 863	▲ 16.1
	30～99人	74	5,311	4,403	908	20.6
	100～299人	83	5,641	5,076	565	11.1
299人以下		171	5,543	4,920	623	12.7
300～999人		59	6,297	5,628	669	11.9
1,000人以上		106	6,161	5,328	833	15.6
総加重平均		336	6,135	5,338	797	14.9
総単純平均(参考)			5,828	5,085	743	14.6

※増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

### (3)産業別の妥結状況 【4, 5ページ・表4-(1), (2) 参照】

産業別(大分類)における対前年比較では、製造業が 6,498 円(対前年比 1,373 円増、26.8%増)、非製造業が 5,793 円(対前年比 255 円増、4.6%増)となりました。

製造業では、増減傾向(矢印)を記載した 16 業種のうち 15 業種でプラス傾向となりました。

非製造業では、増減傾向(矢印)を記載した 12 業種のうち 6 業種でプラス傾向、2 業種でほぼ横ばいとなりました。

なお、集計組合数が 10 組合以上あった業種のうち、前年と比べ増減率の高い業種は下記表のとおりです。

(表3) 産業別の妥結状況(加重平均)のうち、前年に比べ増減率の高かった上位 3 業種・下位 1 業種

	集計組合数 (組合)	組合員数 (人)	妥結額		対前年比			コメント 【主な特徴点など】
			令和4年 (円)	令和3年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向	
機械器具	59	14,785	8,027	5,597	2,430	43.4	↗	7割を超える組合がプラス妥結したことに加え、一部の組合員数の多い大手組合において大幅なプラス妥結となったことが、全体の平均額を押し上げている。
繊維、衣服	26	5,013	6,987	5,652	1,335	23.6	↗	9割を超える組合でプラス妥結となっている。
化学	28	5,848	9,194	8,106	1,088	13.4	↗	前年と同額で妥結した5組合を除くすべての組合においてプラス妥結となっている。
卸売、小売業	40	32,474	5,485	5,681	▲ 196	▲ 3.5	↘	全体としてマイナス傾向となっているが、組合によってバラツキがあり好不調の判断がし難い。

※ 本集計では、集計組合数が 10 組合以上の業種のうち、減少傾向にある業種が1業種のみでした。

※ 増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(表4-1(1)) 産業別の妥結状況(製造業)【加重平均】

	集計組合数 (組合)	組合員数 (人)	妥結額		対前年比		
			令和4年 (円)	令和3年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向 (※2)
<b>製造業</b>	240	55,745	6,498	5,125	1,373	26.8	↗
食料品・たばこ	26	4,381	5,550	5,020	530	10.6	↗
繊維、衣服	26	5,013	6,987	5,652	1,335	23.6	↗
木材、家具・装備品	3	742	5,244	4,300	944	22.0	↗
パルプ・紙・紙加工品	5	568	4,779	4,860	▲ 81	▲ 1.7	↘
印刷・同関連	4	7,754	3,006	1,221	1,785	146.2	↗
化学	28	5,848	9,194	8,106	1,088	13.4	↗
石油・石炭製品							△
プラスチック製品	2	477	8,141	6,150	1,991	32.4	↗
ゴム、皮革製品	2	177	4,395	3,637	758	20.8	↗
窯業・土石製品	2	202	4,798	4,308	490	11.4	↗
鉄鋼	17	2,288	6,056	5,592	464	8.3	↗
非鉄金属	9	521	6,458	5,767	691	12.0	↗
金属製品	38	7,338	5,496	4,994	502	10.1	↗
機械器具	59	14,785	8,027	5,597	2,430	43.4	↗
電子部品・デバイス							△
電気機械器具	10	2,481	5,796	5,213	583	11.2	↗
情報通信機械器具							△
輸送用機械器具	7	2,770	7,529	6,499	1,030	15.8	↗
その他の製造	2	400	5,304	4,843	461	9.5	↗

※1 集計組合数が少ない業種は、平均額の精度が十分でないとみられることから、結果の利用にはご留意ください。

※2 増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(表4-（2）) 産業別の妥結状況(非製造業)【加重平均】

	集計組合数 (組合)	組合員数 (人)	妥結額		対前年比		
			令和4年 (円)	令和3年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向 (※2)
<b>非製造業</b>	96	59,173	5,793	5,538	255	4.6	↑
農林水産業							△
鉱業・採石・砂利	1	23	5,000	2,500	2,500	100.0	↔
建設業	2	553	3,134	3,310	▲ 176	▲ 5.3	↓
電気・ガス・熱供給・水道業	1	3,484	7,100	7,070	30	0.4	↔
情報通信業	14	882	6,276	6,270	6	0.1	↔
うち、通信・放送							△
うち、情報サービス	1	11	1,000	1,000	0	0.0	△
うち、情報制作(出版等)	13	871	6,342	6,336	6	0.1	△
運輸業・郵便業	20	11,745	5,061	4,986	75	1.5	↑
うち、私鉄・バス等	3	8,069	5,773	5,850	▲ 77	▲ 1.3	△
うち、道路貨物輸送	9	3,505	3,440	3,091	349	11.3	△
うち、郵便業							△
うち、その他	8	171	4,708	3,058	1,650	54.0	△
卸売・小売業	40	32,474	5,485	5,681	▲ 196	▲ 3.5	↓
金融・保険業、不動産・物品賃貸業	1	3,033	5,097	4,818	279	5.8	↔
うち、金融・保険業							△
うち、不動産業	1	3,033	5,097	4,818	279	5.8	△
うち、物品賃貸業							△
学術研究・専門・技術サービス業	2	505	2,402	3,824	▲ 1,422	▲ 37.2	↓
飲食店・宿泊業	1	46	4,355	4,821	▲ 466	▲ 9.7	↓
生活関連サービス業、娯楽業	2	36	3,779	3,609	170	4.7	↑
医療、福祉、教育、学習支援業	4	104	5,088	3,582	1,506	42.0	↔
うち、教育・学習支援業	4	104	5,088	3,582	1,506	42.0	△
うち、医療・福祉							△
複合サービス事業、サービス業	8	6,288	8,836	5,619	3,217	57.3	↔
うち、複合サービス事業	4	4,074	5,599	4,905	694	14.1	△
うち、自動車整備・機械修理	1	209	7,162	7,515	▲ 353	▲ 4.7	△
うち、販賣・広告業							△
うち、その他	3	2,005	15,588	6,873	8,715	126.8	△

※1 集計組合数が少ない業種は、平均額の精度が十分でないとみられることから、結果の利用にはご留意ください。

※2 増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。